

# 令和4年第2回足寄町議会定例会議事録（第1号）

令和4年6月7日（火曜日）

## ◎出席議員（13名）

1番	多治見 亮 一 君	2番	高 道 洋 子 君
3番	進 藤 晴 子 君	4番	榊 原 深 雪 君
5番	田 利 正 文 君	6番	熊 澤 芳 潔 君
7番	高 橋 健 一 君	8番	川 上 修 一 君
9番	高 橋 秀 樹 君	10番	二 川 靖 君
11番	木 村 明 雄 君	12番	井 脇 昌 美 君
13番	吉 田 敏 男 君		

## ◎欠席議員（0名）

## ◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長	渡 辺 俊 一 君
足寄町教育委員会教育長	藤 代 和 昭 君
足寄町農業委員会会長	吉 村 進 君
足寄町代表監査委員	川 村 浩 昭 君

## ◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	丸 山 晃 徳 君
総 務 課 長	松 野 孝 君
福 祉 課 長	保 多 紀 江 君
住 民 課 長	金 澤 真 澄 君
経 済 課 長	加 藤 勝 廣 君
建 設 課 長	増 田 徹 君
国民健康保険病院事務長	川 島 英 明 君
会 計 管 理 者	伊 藤 啓 二 君
消 防 課 長	大竹口 孝 幸 君

## ◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長	丸 山 一 人 君
---------	-----------

## ◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 弘 幸 君
-------------------	-----------

## ◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	横 田 晋 一 君
事 務 局 次 長	野 田 誠 君
総 務 担 当 主 査	中 鉢 武 志 君

## ◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名＜P 4＞
- 日程第 2 会期の決定＜P 4～P 5＞
- 日程第 3 諸般の報告（議長）＜P 5＞
- 日程第 4 意見書案第1号 選択的夫婦別姓制度について法制化を求める意見書＜P 5＞
- 日程第 5 行政報告（町長・教育長）＜P 5～P 10＞
- 日程第 6 報告第 4号 繰越明許費繰越計算書について＜P 10＞
- 日程第 7 報告第 5号 事故繰越し繰越計算書について＜P 10＞
- 日程第 8 報告第 6号 予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について＜P 11＞
- 日程第 9 議案第55号 公平委員会委員の選任について＜P 11～P 12＞
- 日程第10 議案第56号 町道路線の廃止について＜P 12～P 13＞
- 日程第11 議案第57号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について＜P 13～P 14＞
- 日程第12 議案第58号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について＜P 14～P 15＞
- 日程第13 議案第59号 足寄町公共下水道足寄下水終末処理場の建設工事委託に関する協定の締結について＜P 15～P 16＞
- 日程第14 議案第60号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について＜P 16～P 17＞
- 日程第15 議案第61号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について＜P 17＞
- 日程第16 議案第62号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について＜P 17～P 18＞
- 日程第17 議案第63号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について＜P 18～P 19＞
- 日程第18 議案第64号 足寄町会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例＜P 19～P 20＞
- 日程第19 議案第65号 足寄町税条例等の一部を改正する条例＜P 20～P 21＞
- 日程第20 議案第66号 足寄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例＜P 21～P 22＞
- 日程第21 議案第67号 足寄町児童発達支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例＜P 22～P 23＞
- 日程第22 議案第68号 足寄町単身者住宅管理条例の一部を改正する条例＜P 23＞
- 日程第23 議案第69号 足寄都市計画土地区画整理事業施行規程に関する条例を廃止する条例＜P 23～P 24＞
- 日程第24 請願第 2号 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る請願書＜P 24＞
- 日程第25 意見書案第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書＜P 24～P 25＞

- 日程第 2 6 意見書案第 4 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、「30 人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書< P 2 5 >
- 追加日程第 1 議案第 7 3 号 足寄町営温泉浴場施設新築（建築主体）工事請負契約について< P 2 5 ~ P 2 6 >
- 追加日程第 2 議案第 7 4 号 足寄町営温泉浴場施設新築（機械設備）工事請負契約について< P 2 6 ~ 2 7 >
- 追加日程第 3 議案第 7 5 号 螺湾小学校外部改修工事請負契約について< P 2 7 ~ P 2 8 >

午前10時00分 開会

### ◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。

ただいまから、令和4年第2回足寄町議会定例会を開会をいたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時00分 休憩

午前10時 1分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

### ◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### ◎ 会議録署名議員の指名

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、3番進藤晴子君。4番榊原深雪君を指名をいたします。

### ◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君）

昨日開催されました、第2回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日6月7日から6月20日までの14日間とし、このうち8日から15日までと18日から19日までの10日間は休会となります。

次に、審議予定について報告します。

本日、6月7日は、最初に議長の諸般の報告を行います。

次に、総務産業常任委員会に付託し、閉

会中の審査となっております、意見書案第1号について審査報告を受け、審議を行います。

次に、町長からの行政報告を受けます。

次に、教育長から行政報告を受けます。

次に、議案等の審議方法について申し上げます。

最初に、報告第4号から報告第6号までの報告を受けます。

次に、議案第55号から議案第69号までを即決で審議いたします。

次に、請願第2号及び意見書案第3号については、総務産業常任委員会へ、意見書案第4号については、文教厚生常任委員会へ付託し、会期中の委員会審査といたします。

16日は、一般質問などを行います。

17日以降の審議予定については、一般質問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議し、皆様にご報告いたしますので、ご了承願います。

なお、議案第70号から議案第72号までの補正予算案は、後日提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

### ◎ 会期決定の件

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から6月20日までの14日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって会期は本日から6月20日までの14日間に決定をいたしました。

なお、14日間のうち8日から15日までの8日間と、18日から19日までの2日間の合わせて10日間は休会にしたいと思いをします。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

よって、10日間は休会に決定をいたしました。

なお、今定例会における一般質問通告書の提出期限は、6月9日木曜日の午後4時まででありますので、よろしくお願いをいたします。

### ◎ 諸般の報告

○議長(吉田敏男君) 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、印刷してお手元に配付のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

### ◎ 意見書案第1号

○議長(吉田敏男君) 日程第4 意見書案第1号選択的夫婦別姓制度について法制化を求める意見書の件を議題といたします。

本件における総務産業常任委員会、委員長の報告は、別紙配付のとおりです。

本件における委員長の報告は可決です。これにて委員長の報告を終わります。

これから意見書案第1号選択的夫婦別姓制度について法制化を求める意見書の件を採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって意見書案第1号選択的夫婦別姓制度についての法制化を求める意見書の件

は委員長の報告のとおり可決されました。

### ◎ 行政報告

○議長(吉田敏男君) 日程第5 行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 渡辺俊一君。

○町長(渡辺俊一君) 議長のお許しをいただきましたので、6件の行政報告を申し上げます。

まず、足寄町空家等対策計画の改定についてご報告いたします。

近年、社会的ニーズの変化や地域における人口と世帯数の減少、高齢化等を背景に全国で「空家」の増加が顕著となっております。とりわけ、適正に管理されないまま放置されている空家は、倒壊の危険や公衆衛生の悪化、景観の阻害等の問題を生じさせ、地域住民の生活環境に深刻な影響を与える状況となっております。

また、空家もたらす問題がある一方、空家を地域の資産として活用することで、地域の活性化につなげていくことも期待されており、国では、平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」を全面施行し、国、都道府県、市町村、所有者又は管理者それぞれの責務を定め、空家等への対策を総合的に推進していくこととしました。

これらの背景を踏まえ、本町におきましても、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進することを目的に、平成30年1月に「足寄町空家等対策計画」を策定し、計画に基づき空家等の対策を進めてまいりましたが、計画期間である5年が経過することから、計画内容の見直しを図り、第2次計画となる「足寄町空家等対策計画」を令和4年3月に策定いたしました。

町民の安全・安心と町の景観を守り、持続可能な活力あるまちづくりを行うために

は、周辺に悪影響を及ぼす危険な空家等をなくすことが重要です。しかし、空家の問題は、分野が多岐に渡ることから、本計画における空家対策の理念として、町は、空家所有者や家族等に適切な支援を行うとともに、地域や専門家、民間事業者等との連携を図り、効果的な空家対策を推進することとしています。

施策に関する基本的な考え方といたしましては、空家になってからではなく、居住中から周知・理解の醸成等を図り、空家発生の予防、空家の適正管理の推進、修繕や改修等による空家の利活用など、建物の各段階に応じた施策を講じていくこととしています。

なお、対策の実施体制といたしましては、総務課、建設課、住民課、福祉課による横断的な役割分担と情報共有を図る体制を整えるとともに、足寄町空家対策協議会をはじめ、自治会、専門家団体、民間事業者との連携・協力を図り、効果的な空家対策の推進体制を構築してまいります。

今後も本計画に基づき、空家等対策の推進に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、ご報告とさせていただきます。

次に、令和4年5月12日開会の第3回足寄町議会臨時会で新型コロナウイルス感染症に対する本町の取組について行政報告していたところですが、その後の対策状況についてご報告いたします。

まず、新型コロナワクチンの4回目の接種につきましては、国は3回目のワクチン接種完了から5か月以上経過した60歳以上の方及び18歳以上60歳未満の基礎疾患のある方で追加接種を希望する方に接種を行うこととしていることから、本町においては、町内医療機関と協議を行い、集団接種を中心に実施することとしました。6月から医療従事者及び高齢者施設入所者等への接種を開始し、一般高齢者等については7月から接種を行います、4回目の接

種については主にモデルナ社製ワクチンが国から供給される見込みであるため、一般高齢者の方については、3回目接種から5か月以上経過後の日程で接種日時を指定し、順次接種券を送付することとしています。

また、18歳以上60歳未満の基礎疾患のある方が速やかに接種できる体制とするため、3回接種者全員に順次接種券を送付し、接種を希望する方が円滑に接種できるよう対応してまいります。今後も、国の方針等を踏まえ接種を促進できるよう体制を整備してまいります。

次に、町内におけるイベントの実施状況についてですが、6月に開催を予定していましたが足寄ふるさとラワンぶきまつりは、まん延防止等重点措置が解除されたものの十勝管内における感染者数が高止まりとなっている状況から、同事業実行委員会において、新型コロナウイルス感染防止対策を講じての開催は困難であると判断し、昨年度と同様、会場でのイベント開催は行わずに、WEB開催とし、インターネット上でフキの紹介や圃場の状況などの情報を発信することとなりました。

また、毎年8月に開催しております足寄ふるさと盆踊り・両国花火大会につきましては、今後実行委員会において開催の可否について検討をしてまいります。

続いて、「令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用した本町における実施予定事業についてご報告いたします。

本町の現時点における交付限度額は令和4年4月28日付けで内閣府から示されたコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分5,412万円を含め1億7,389万3,000円となっており、令和4年度当初予算で実施予定事業の一部を予算計上していたところですが、留保していた交付金を財源とした新型コロナウイルス感染拡大防止等の事業を追加で実施することとしま

した。追加で行う本町の実施予定事業は、別紙資料のとおりに必要な予算を本定例会に提案させていただいております。

今後実施予定の主な事業としましては、ふるさと納税ポータルサイトを活用した特産品PRや移住・観光情報誌等での情報発信の強化を図る地方創生推進事業に広告料を計上したほか、町内の医療・介護及び福祉事業者に対し、新型コロナウイルス感染症対策や原油価格・物価高騰による増嵩費用を支援する感染症対策支援事業費を予算計上しております。

また、商工振興対策経費におきまして、足寄町商工会が実施する事業者支援事業に対し、中小企業危機対応支援補助金と、商店等利用促進事業補助金を計上しました。中小企業危機対応支援補助金は、中小・小規模事業者の売上や所得の向上、更なる売上伸長や販路拡大を目的とした事業支援のため、道補助金の対象外となる事業者に100万円を上限に補助するものです。

また、商店等利用促進事業補助金1,434万円の内訳は、消費喚起策として、1,000円で3,000円分使用できるクーポン券を発行するものですが、どの飲食店で使用できるかをガチャガチャのくじ引きで決める事業と、町内飲食店またはスナックにおいて1冊3,000円で6,000円分使用できるプレミアムクーポン券発行事業に合わせて724万円、利用金額500円ごとに最大5,000円の商品券が当たるスクラッチクジ1枚を配布する事業に500万円、SNSを活用している参加店のアカウントへの登録者に500円のクーポン券を提供する事業に210万円を補助するものです。

小学校管理経費におきまして、芽登小学校体育館の換気の向上を図るため開口部に防護ネットと網戸を設置するほか、各小学校の感染症対策備品として、適切な換気対策のための補助暖房機器、アルコール消毒に対応した椅子及び大型スクリーン等を購

入する予算を計上しています。また、中学校管理経費においても、同様に感染症対策備品の購入費を計上しています。

博物館運営経費としまして、寒冷期において適切な換気の実施による感染対策を図るため、博物館のボイラーの更新・機能向上を図ることとしております。

今後におきましては、新たな国のコロナ対策事業等の実施も見込まれ、迅速な対応が必要になり議会の議決をいただく時間的余裕がない場合においては、専決処分により対応させていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上、新型コロナウイルス感染症に対する取組についてご報告いたしました。今後も国や北海道など関係機関との連携を密にし、感染拡大防止の徹底と、地域経済への影響を最小限とすべく、全力で取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、十勝市町村税滞納整理機構における令和3年度の実績が取りまとめられましたのでご報告いたします。

まず、十勝市町村全体の実績ですが、滞納事案263件、滞納額1億9,396万3,000円の引継ぎに対して、延滞金を含めた収納額は6,456万6,000円、収納率は33.29%となっており、前年に比べ件数、引受額は減少となりましたが、新型コロナウイルスの影響により、十勝管内の雇用情勢や個人消費等の経済状況が悪化している中においても、引き続き高い水準を維持しているものと考えております。

次に本町の実績ですが、引継ぎました事案は7件、滞納額118万3,000円に対して、延滞金を含めた収納額は74万1,000円、収納率は62.66%となっており、前年比39.6ポイントの減となりました。

また、事前予告通知による効果額は78万1,000円で、収納実績額と合わせた総額は152万2,000円となっております。本町が負担する分担金114万3,000円を差し引いた費用対効果額は、37万9,000円の実績となりました。

発足から15年間における本町の引継件数は延べ138件で、収納額は3,834万7,000円の実績となっております。滞納整理機構への引継ぎの宣伝効果もあって、町税全体の収納率も高い水準を維持しております。

なお、令和4年度におきましては、継続事案2件を含む7件、滞納税額88万3,000円を引継ぎしております。

十勝市町村税滞納整理機構は、滞納整理に関する高度な専門知識や手法を有しており、各市町村での対応が困難な者に対しても高い収納率を上げております。

今後におきましても、適切に納税されている方々の不公平感をなくすため、十勝一丸となった取組を図ってまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、ご報告いたします。

次に、今年度から第一生命保険株式会社と、町有林内において協働で森づくりを実施することとなりましたので、ご報告いたします。

足寄町が構成員となっております「北海道バイオマス吸収量活用推進協議会」の協力団体である、音楽家、坂本龍一氏が代表を務める、森林保全を目的とした一般社団法人 moretrees (モア・トゥリーズ) の紹介によるもので、第一生命保険株式会社は、本年120周年を迎えることから様々な社会貢献を計画しており、その一環として moretrees を加えた三者で「森づくり協働宣言」を行い、森林の保全や多様性のある森づくりのほか、町のふるさと納税や特産品のPRなども行っていただく予定をしております。

「第一生命の森」として整備する箇所

は、本年3月に主伐が行われた町有林里見が丘団地内の約1haで、植林イベントとして6月11日土曜日に一般の方も参加のうえ、ミズナラの苗木500本を植栽するほか、役場において木のスプーンづくりのワークショップを行うこととなっております。

来年度以降につきましても、第一生命保険株式会社と協働で、多様性のある森づくりを進めていくこととしておりますので、ご報告いたします。

次に、令和2年度から令和3年度の2か年をかけて整備したオンネトー野営場休憩舎が、このほどオープンいたしましたので、その概要についてご報告いたします。

オンネトー地区には年間約25万人の観光入込客があり、雌阿寒岳には年間約1万人の登山者が訪れています。足寄町一番の観光スポットであるオンネトー地区では、平成30年度にオンネトー茶屋が老朽化等により休止してから、有人施設が温泉旅館1軒のみとなっております。このような状況の中、町民有志や関係機関により立ち上がったオンネトーの魅力創造委員会において、オンネトー地区の保全や利活用などのあり方が検討され、この地区に情報発信や軽食提供、一時避難所などの機能を持つ有人施設が必要との意見がまとまりました。その後、環境省や十勝東部森林管理署、十勝総合振興局などと協議を重ね、国の補助金やふるさと足寄応援寄附金を活用し、令和3年12月に建物が完成しました。

当地は冬季間通行止めになることから、道路が開通しました今年4月よりオープン準備を進め、去る6月1日にオープン、6月5日に雌阿寒岳安全祈願祭に合わせてオープニングセレモニーを行ったところがあります。

本施設はオンネトー一國設野営場を管理しているNPO法人あしよろ観光協会が、北欧や北米のアウトドア商品の輸入販売やア

ウトドアの体験ショップを運営している株式会社アンブラージュインターナショナル（通称UPI）とパートナーシップ契約を結び施設管理を行っております。

営業期間はオンネトー国設野営場と同じく、6月1日から10月31日までで、荒天時などを除き無休となっています。本施設では足寄町や十勝、阿寒摩周国立公園などの観光案内所、無料休憩所、野営場の受付、アウトドア用品の販売・レンタル、軽食提供、現地の自然を生かしたワークショップ開催の機能のほか、防災備品も備蓄し、当該地区の防災拠点としても機能いたします。

オープン最初の週末である6月4日・5日の両日は、あいにくの悪天候にもかかわらず約500人の方々にご来館いただき、野営場も例年の約3倍の利用者となっております。今後もより多くの皆様にお越しいただけるものと期待しており、アウトドアブームが続く中、オンネトー地区を中心に足寄町の観光がさらに発展するものと期待をしています。

今後も足寄町の観光振興に努めてまいりますので、引き続きご理解賜りますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

次に、除雪車両による物損事故について、ご報告いたします。

令和4年3月6日日曜日午後0時10分頃、足寄町南7条1丁目54番地の足寄町農業協同組合給油所場内において、建設課車両室に勤務する会計年度任用職員運転の除雪ダンプが、給油のため給油設備に車両を寄せたところ保護屋根に衝突し、屋根及び支柱を損壊させました。なお、給油所従業員や、利用者、車両運転手に怪我はありませんでした。

事故の原因につきましては、運転手は給油所従業員による車両の誘導を受けていましたが、目測を誤ったためであります。

現在、復旧に要する費用の積算作業をお願いし、示談に向けて協議を行っていると

ところであります。費用確定後、今後の議会に必要な予算を提案させていただき予定をしておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

今後、一層の安全確認の徹底と運転技術の向上に努め、事故を起こさないよう万全を期してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、除雪車両による物損事故についてのご報告とさせていただきます。

以上で行政報告とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 次に、教育委員会から教育行政報告の申出がありましたので、これを許します。教育長、藤代和昭君。

○教育長（藤代和昭君） 議長のお許しをいただきましたので、教育委員会より新国際交流員の招聘について御報告いたします。

本町では町民の国際理解の推進や、姉妹都市カナダアルバータ州ウェタスキウイン市との交流促進を図ることを目的に、外国青年招聘に関する要綱に基づき、平成4年度から国際交流員を招聘しております。

また、平成31年2月からは小学校での外国語科の新設等に伴う学校からの派遣要請にこたえるべく国際交流員を2名体制としておりましたが、令和3年2月に第13代国際交流員ミッチェル・ボウイ氏が離任して以降、1名欠員の状況となっております。

このたび、現地友好協会から、ウェタスキウイン市出身のカミール・エスペリータ氏25歳女性を推薦いただいたことから、同氏を新たな国際交流員として招聘することといたしました。

カミール氏はフィリピン系カナダ人で、英語やタガログ語、韓国語など、多言語を話すことができると聞いております。また、外国語として英語を教える教授法「TEFL」の資格を有しており、国際交流として小中学校での英語指導や一般町民を対

象とした英会話教室などで御活躍いただけるものと期待しております。

なお、現在カナダのカルガリー大学に在学中であり、本年6月の卒業後、ビザ等の入国準備が整い次第着任する予定であります。今後は第15代国際交流員ジャスミン・ジャクソン氏とカミール氏の2名体制で、引き続き学校における国際理解教育や英語教育の推進並びに地域における国際交流の振興をより一層図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これで行政報告を終わります。

#### ◎ 報告第4号

○議長（吉田敏男君） 日程第6 報告第4号繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） 議案書の1ページをお開き願います。

ただいま議題となりました報告第4号繰越明許費繰越計算書について、御報告申し上げます。

令和3年度足寄町一般会計予算の繰越し明許費は、別紙のとおり翌年度に繰越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告するものでございます。

これまでに予算議決をいただきました戸籍住民基本台帳管理経費のほか、七つの事業について1ページの右側に別紙といたしまして添付しております計算書のとおり、それぞれ事業費の額が確定いたしましたので御報告をするものでございます。

翌年度への繰越額は8事業、合わせて5,273万8,000円でございます。

以上のとおり御報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これにて、報告を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

#### ◎ 報告第5号

○議長（吉田敏男君） 日程第7 報告第5号事故繰越し繰越計算書についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） 2ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました報告第5号事故繰越し繰越計算書について、御報告申し上げます。

令和3年度足寄町一般会計予算の事故繰越は、別紙のとおり翌年度に繰越したもので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により御報告をするものでございます。

2ページ右側に別紙といたしまして添付しております計算書のとおり、第2款総務費、第1項総務管理費、地域活性化推進事業の住環境店舗等整備補助金につきまして交付決定をいたしました新築工事1件、改修工事1件が年度内に完了することが困難となりましたため、事故繰越を行ったものでございます。

なお、2件とも既に工事は完了しておりまして、1件は既に補助金を支出済み、もう1件も今月中には支出は完了する見込みでございます。

以上のとおり御報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これにて、報告を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって報告を終わります。

#### ◎ 報告第6号

○議長(吉田敏男君) 日程第8 報告第6号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長(松野 孝君) 議案書の3ページをお願いします。

ただいま議題となりました報告第6号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおり御報告するものでございます。

令和4年2月11日から令和4年5月23日までの間で、足寄町議会総合条例第12条第1項第1号の規定により御報告する工事または製造の請負は、4ページに添付しております別紙のとおり2件でございます。

以上のとおり御報告を申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これにて、報告を終わります。

ただいまの報告に対して、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって報告を終わります。

#### ◎ 議案第55号

○議長(吉田敏男君) 日程第9 議案第55号公平委員会委員の選任についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長(渡辺俊一君) ただいま議題となりました議案第55号公平委員会委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

下記の者を足寄町公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

提案をする方につきましては、住所、足寄郡足寄町南6条6丁目38番地、氏名、大貫裕弘氏、昭和32年4月1日生まれでございます。

提案理由につきましては、令和4年7月8日をもって任期満了となることから、再任をお願いするものでございます。

大貫氏の学歴、職歴等の略歴につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第55号公平委員会委員の選任についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第55号公平委員会委員の選任についての件は、同意することに決定をいたしました。

### ◎ 議案第56号

○議長（吉田敏男君） 日程第10 議案第56号町道路線の廃止についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 増田 徹君。

○建設課長（増田 徹君） ただいま議題となりました議案第56号町道路線の廃止について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書6ページをお開き願います。

道路法第10条第1項の規定により、路線番号339番、路線名、空内線の廃止をお願いするものでございます。

本路線は、足寄町が町道として、十勝東部森林管理所が国有林道として二重で管理を行っていたことから、十勝東部森林管理所と協議を行った結果、今後においては町道を廃止し、国有林道として管理を行うこととなったことから廃止をお願いするものでございます。

なお、7ページに町道廃止路線位置図を添付しておりますので御y照願います。

以上提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

11番

○11番（木村明雄君） これについてちょっとお伺いをしたいと思います。

これについてはですね上足寄の橋渡った所から入るんですよね。そして、これは五、六年前だったかな、結構あの道がずたずたになったことがあると思うのだけど

も、これ農地で農家の人がつくっていますよね。何件ぐらい耕作しているのか、そしてまた、これから先に向けて、この管理について、森林管理署は責任を持ってやるのかどうなのか。これやらないということになれば、やはり耕作した農家の人たちが大変な思いをするような気がするので、その辺についてについて、お伺いしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁 建設課長。

○建設課長（増田 徹君） 御質問にお答えいたします。

耕作者何件いるかということなのですが、もちよつと数を把握していませんので御理解願いたいと思います。

今後の管理においては、十勝東部森林管理所が一応責任を持って行うことという形になっておりますので御理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 11番

○11番（木村明雄君） これ、五、六年前に大きな台風があったときにずたずたになってこれ町でやったのか、ちょっと私その辺わからないのですが、そこでこれ何キロぐらいあったのかその辺もちょっとお伺いしたいと思います。この道路の長さ。

○議長（吉田敏男君） 建設課長 答弁。

○建設課長（増田 徹君） 議案書の6ページに載せているのですが、延長としては3,601.68メートルという形になっております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第56号町道路線の廃止についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第56号町道路線の廃止についての件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第57号

○議長（吉田敏男君） 日程第11 議案第57号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長、松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） 8ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました議案第57号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、提案理由の御説明を申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、芽登辺地、平和辺地に係る公共的施設の総合整備計画を、別紙のとおり策定をするため議会の議決をお願いするものでございます。

本整備計画につきましては、辺地において公共的施設を整備するに当たり、財源といたしまして辺地対策事業債を活用するために必要な計画となっております。

計画の概要につきましては、別紙として添付しております総合整備計画書により御説明をいたしますので、9ページをご覧ください。

まず、芽登辺地でございますが、9ページ右側の3公共的施設の整備計画をご覧くださいと思います。まず、橋梁の糠南大橋改修事業と飲用水供給施設といたしまして、道営水利施設等保全高度化事業ほか3事業を行うものでございまして、事業費は、あわせて4億6,283万3,000円。辺地対策事業債の予定額は4億310万円でございます。

次に11ページをご覧ください。

平和辺地でございますが、3公共的施設の整備計画をご覧ください。飲用水供給施設といたしまして昭和地区簡易給水施設計装装置遠隔監視システム更新事業を行うものでございまして、事業費は1,342万円で、辺地対策事業債の予定額は1,340万円でございます。

なお、整備計画の期間はいずれも令和4年度から令和8年度までの5年間でございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件を採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成

の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第57号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第58号

○議長(吉田敏男君) 日程第12、議案第58号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長、松野 孝君。

○総務課長(松野 孝君) 12ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、議案第58号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について提案理由の御説明を申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する、同条第1項の規定に基づき、茂足寄辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部を変更するもので、財源といたしまして辺地対策事業債を活用予定の事業について、計画内容に一部変更が生じたので議会の議決をお願いするものでございます。

整備計画の一部変更の概要につきましては、別紙として添付しております総合整備計画書により御説明いたしますので、14ページの別紙様式3、公共的施設の整備計画内訳をご覧ください。

施設名市町村道橋梁におきまして、橋梁長寿命化修繕事業及び道路ストック修繕事業飲用水供給施設におきまして、上足寄営農用水道配水管布設替事業の事業費等の額を括弧内の下線表示部のとおり変更をいたしますとともに、中段になりますが、観光レクリエーション施設といたしまして雌阿

寒温泉公衆トイレ等水道施設改修事業を新たに追加をするものでございます。

事業費は1,996万5,000円、辺地対策事業債の予定額は1,390万円でございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番。

○5番(田利正文君) 13ページの右側の飲用水供給施設の説明あるところの、補足説明をお願いしたいんですけど、所有権移転によりと、それから別な場所に設置されたという問題と損壊を防止するため、というのが現状わからないので、説明お願いします。

○議長(吉田敏男君) 建設課長 答弁。

○建設課長(増田 徹君) お答えをいたします。

簡易水道浄水場附帯整備事業ということだと思いますがよろしいですか。

所有権移転に伴うということなのですが、今まで別の所有者がそのところ所有者の方をお願いをして、その場所を通って行ったんですが、所有者が変わったということで土地を一部寄附していただけてということでそこを所有権移転をさしていただけて足寄町の土地にさせていただいて、その部分に関して道路の整備を行ったものでございます。

以上でございます。

○議長(吉田敏男君) 5番。

○5番(田利正文君) それは、移転わかりましたけどね。別の場所に移設されたら、急斜面であるため損壊防止のため、そのところの状況というのでしょうか、こんなだからこういうふうになったのだからこの説明がいただきたい。

○議長（吉田敏男君） 建設課長 答弁。

○建設課長（増田 徹君） この場所は道路のほうから入り口にしまして浄水場に向けての路線なんです、道路からかなり高い位置に浄水場がありまして、ほぼ真っすぐの状態が上がっていくのですが、雪どけ等々降雨だとかによって、そのところに水が流出とか流れ込んでくるということで、道路だとかに流れてきた土砂がいつてしまう。阻害したりするのも危険ということで、一部舗装させていただいてその手前で土砂を防止するという形で工事を進めてきたものでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についての件を採決をします。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第58号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についての件は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時 5分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

## ◎ 議案第59号

○議長（吉田敏男君） 日程第13 議案第59号足寄町公共下水道足寄下水終末処理場の建設工事委託に関する協定の締結についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

建設課長 増田 徹君。

○建設課長（増田 徹君） ただいま議題となりました、議案第59号足寄町公共下水道足寄下水終末処理場の建設工事委託に関する協定の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書15ページをお開き願います。

足寄町公共下水道足寄下水終末処理場の建設工事委託について、足寄下水終末処理場の建設に携わり、終末処理場の状況を熟知し、建築工事及び電気設備に精通した技術を有していることから、下記のとおり協定を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

協定の目的は、足寄下水終末処理場の建設工事委託でございます。

協定の事業費は8,600万円。

工事予定期間は令和6年2月20日までの2年間でございます。

協定の相手方は、東京都文京区湯島2丁目31番27号日本下水道事業団代表者理事長森岡泰裕氏でございます。

委託事業の概要でございますが、令和2年度に策定した足寄町下水道ストックマネジメント計画に基づき、終末処理場の管理施設、監視制御施設、受変電施設等の更新工事を行うもので、管理施設では処理場内の電話機器類、監視制御施設では計装盤、受変電施設では気中開閉器、水処理施設では回転数制御装置及び流量計、汚泥処理計装設備では濁度計等と濃度計等を2年間かけて更新を行うものでございます。

なお、16ページから17ページに協定案、18ページから19ページに工事施工位置図等を添付しておりますので、御参照願います。

以上提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号公共下水道足寄下水終末処理場の建設工事委託に関する協定の締結についての件を採決をします。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第59号足寄町公共下水道足寄下水終末処理場の建設工事委託に関する協定の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第60号

○議長（吉田敏男君） 日程第14 議案第60号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長、松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） 20ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、議案第60号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更をするものでございます。

変更内容について申し上げます。本年4月1日付で設立されました、上川中部福祉事務組合が新たに退職手当組合に加入することに伴いまして、別表の（2）一部事務組合及び広域連合の上川管内の項中に、上川中部福祉事務組合を加えるものでございます。

附則におきまして、この規約は総務大臣の許可の日から施行することを定めております。

21ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第60号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての件を採決をします。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第60号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第61号

○議長(吉田敏男君) 日程第15 議案第61号北海道市町村総合事務組合理約の変更についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長、松野 孝君。

○総務課長(松野 孝君) 22ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました議案第61号北海道市町村総合事務組合理約の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合理約を次のとおり変更をするものでございます。

変更内容について申し上げます。本年4月1日付で設立された、上川中部福祉事務組合が新たに総合事務組合に加入することに伴いまして、別表第1上川総合振興局の項中、及び別表第2の9の項中、それぞれに上川中部福祉事務組合を加えるものでございます。

附則におきまして、この規約は北海道知事の許可の日から施行することを定めております。

23ページに新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。

以上で提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号北海道市町村総合事務組合理約の変更についての件を採決をします。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第61号北海道市町村総合事務組合理約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第62号

○議長(吉田敏男君) 日程第16 議案第62号北海道市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長、松野 孝君。

○総務課長(松野 孝君) 24ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました。議案第62号北海道市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村議会議員公務災害補償等組合理約を次のとおり変更するものでございます。

変更内容について申し上げます。本年4月1日付けで設立をされました、上川中部

福祉事務組合が新たに公務災害補償等組合に加入することに伴いまして、別表第1中に、上川中部福祉事務組合を加えるものがございます。

附則におきまして、この規約は、総務大臣の許可の日から施行することを定めております。

24ページ、右側に、新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第62号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を採決をします。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第62号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第63号

○議長（吉田敏男君） 日程第17 議案第63号押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件を議題

といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長、松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） 25ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました、議案63号押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例につきましては、昨今の国の行政手続に係る押印の見直しを受けまして、町民の利便性の向上及び行政手続の簡素化を図るため、足寄町公告式条例のほか、五つの条例を一括で一部改正する整備条例を制定いたしまして押印を不要とする改正を行うほか、あわせて文言の修正など所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容について申し上げます。

第1条によります改正は、足寄町公告式条例の一部を改正するもので、規則を除くほか、町長等の定める規程を公表する際には町長印の押印を必要としておりましたが、これを不要とするものでございます。

第2条による改正につきましては、町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正するもので、新たに職員になった者のサービスの宣誓の際は、任命権者等と対面で、かつ署名を求めておりましたが、これを不要とするほか、別記様式の宣言書中の文言を改めるとともに、押印の丸印を削除するものでございます。

第3条によります改正は、足寄町介護福祉士修学資金貸付け条例の一部を改正するもので、貸付け決定者から求めます誓約書等の様式については、就学資金貸付け条例施行規則に定められておりますことから、第6条の文言を整理するものでございます。

第4条によります改正につきましては、足寄町医師等修学資金貸付け条例の一部を改正するもので、第3条による改正と同様

に、貸付け決定者から求める誓約書等の様式につきましては修学資金貸付条例施行規則に定められておりますことから、第5条の文言を整理するものでございます。

第5条による改正は、足寄町有林野共同放牧地管理並びに使用条例の一部を改正するもので、第4条中の文言を改めますほか、別記第1号様式中の文言を改めるとともに「押印の丸印という」を削除するものでございます。

第6条による改正につきましては、足寄町火入れに関する条例の一部を改正するもので、第14条中の文言を改めるほか、別記様式第1号中の文言を改めまして押印の印を削除するとともに、別記様式第2号中の文言を改めるものでございます。

附則におきまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

26ページから30ページまでに新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。

以上で提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（吉田敏男君）** これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田敏男君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田敏男君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第63号押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件を採決をします。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

**○議長（吉田敏男君）** 全員の起立です。

したがって、議案第63号押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第64号

**○議長（吉田敏男君）** 日程第18 議案第64号足寄町会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長、松野 孝君。

**○総務課長（松野 孝君）** 31ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました議案第64号足寄町会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例につきましては、今年度から、フルタイム勤務の会計年度任用職員に対しまして、寒冷地手当を支給することとするため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容について申し上げます。第4条の規定に寒冷地手当の文言を加えますとともに、第18条の次に第19条といたしまして、寒冷地手当は職員の給与条例により算出した額に100分の70を乗じて得た額とするとの規定を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。32ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

以上で提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（吉田敏男君）** これをもって提案

理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第64号足寄町会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第64号足寄町会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第65号

○議長(吉田敏男君) 日程第19 議案第65号足寄町税条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

住民課長、金澤真澄君。

○住民課長(金澤真澄君) ただいま議題となりました議案第65号足寄町税条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書33ページをお開き願います。

このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和4年3月31日に公布され、原則として令和5年1月1日から

施行され、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律及び租税条約等の実施に伴う所得税法並びに法人税法及び地方税法の特例等に関する法律が令和3年6月11日に公布され、令和6年1月1日から施行されることに伴い、足寄町税条例等における令和5年1月1日以降施行分について改正を行うものでございます。

本条例は、関係法令の改正に伴い税条例等の一部を改正するものでございますので、改め文の朗読は省略させていただきますが、主要の改正について御説明申し上げます。

新旧対照表で説明させていただきます。

35ページをご覧ください。1点目でございます。第33条第4項及び第6項の改正は、上場株式等の配当所得等に係る課税方式について所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能とされてきましたが、金融所得課税は所得税と住民税が一体として制度設計されてきたことなどを踏まえ、課税方式を所得税と一致させるものでございます。第34条の9第1項及び第2項につきましても同様の改正がなされています。

36ページをご覧ください。2点目でございます。36条の2第1項の改正は、個人住民税における合計所得金額について、付加課税に必要な情報を確実に把握できるよう措置するもので、住民税申告内容の変更に係るものでございます。第36条の3の2第2号及び第36条の3の3につきましても同様の改正がなされています。

37ページをご覧ください。3点目でございます。附則7条の3の2第1項の改正は、住宅ローン控除の延長に伴うもので、所得税において住宅ローン控除の控除期間を13年とした上で個人住民税控除の適用期限を4年延長し、令和7年末までの入居者が対象とされるものです。

以上3点が主要な改正内容となります。

戻りまして34ページをご覧ください。  
附則として、この条例は、令和5年1月1日から施行いたしますが、第1条第1号及び第2号の規定につきましては、各号で定める日から施行するものでございます。

以上で、本条例等の改正に関する提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議承りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第65号足寄町税条例等の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第65号足寄町税条例等の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第66号

○議長（吉田敏男君） 日程第20 議案第66号足寄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

住民課長、金澤真澄君。

○住民課長（金澤真澄君） ただいま議題となりました議案第66号足寄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書41ページをお開き願います。このたびの改正は、沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令により、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が一部改正されたことに伴い、足寄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、関係法令の改正に伴う項ずれなど、所要の規定を整理するものでございます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。なお、42ページに新旧対照表を、添付しておりますので、御参照願います。

以上で提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第66号足寄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第66号足寄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため暫時休憩をいたします。

午前11時51分 休憩

午前13時00分 再開

○議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

#### ◎ 議案第67号

○議長(吉田敏男君) 日程第21 議案第67号足寄町児童発達支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、保多紀江君。

○福祉課長(保多紀江君) 議案書43ページをお開き願います。

ただいま議題となりました議案第67号足寄町児童発達支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

本条例で規定している足寄町児童発達支援センターの利用料については、令和元年10月から国の施策として3歳以上の児童は無償化となっており、3歳未満については町の独自施策として、町内在住で保育所等利用している児童について免除を行っているところですが、児童の発達支援に早期から関わることで健やかな成長につながる

ことから、町内在住で保育所等を利用していない3歳未満の児童についても利用料を免除し、子育て支援の充実を図るために本条例を改正するものでございます。

改正内容について申し上げます。本条例の第6条第1項第1号ただし書中、免除の対象として規定している、就学前の児童であり、かつ、足寄町内に設置されている保育所等に通所しているものを削るものでございます。

附則ですが、この条例は公布の日から施行し、改正後の条例の規定は令和4年4月1日から適用するものでございます。

なお、44ページに新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。

以上で提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

11番。

○11番(木村明雄君) これに対してです、ね、ちょっとお伺いをしたいと思います。ここでですね、対象児童は何人ほどいらっしゃるのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長(吉田敏男君) 福祉課長、答弁。

○福祉課長(保多紀江君) 今回の条例の改正により免除の対象となる児童は1人の予定でございます。

○議長(吉田敏男君) 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めま

す。

これで討論を終わります。

これから、議案第67号足寄町児童発達支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第67号足寄町児童発達支援センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第68号

○議長(吉田敏男君) 日程第22 議案第68号足寄町単身者住宅管理条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長、松野 孝君。

○総務課長(松野 孝君) 45ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました議案第68号足寄町単身者住宅管理条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則及び成年年齢を18歳に引き下げることの内容といたします。民法の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されたことに伴いまして、同法施行規則を引用する規定において条項ずれを改めるほか所要の改正を行うものでございます。

改正の内容について申し上げます。第2条第2号中、第1条第3号を第1条第4号に改めるものでございます。第10条中第2項の入居決定者が未成年の場合連帯保証人のうち1名は保護者を充てなければならないとの規定を削除いたしまして、第3項

から第6項までを1項ずつ繰り上げるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

46ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

以上で提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第68号足寄町単身者住宅管理条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第68号足寄町単身者住宅管理条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第69号

○議長(吉田敏男君) 日程第23 議案第69号足寄都市計画土地区画整理事業施行規程に関する条例を廃止する条例の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

建設課長、増田 徹君。

○建設課長（増田 徹君） ただいま議題となりました議案第69号足寄都市計画土地区画整理事業施行規程に関する条例を廃止する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書47ページをお開き願います。足寄都市計画土地区画整理事業施行規程に関する条例は廃止する。

廃止の理由でございますが、足寄都市計画土地区画整理事業につきまして令和3年度をもちまして清算事務が完了し、一連の区画整理事業が終了したことから、施行規程に関する条例の廃止をお願いするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第69号足寄都市計画土地区画整理事業施行規程に関する条例を廃止する条例の件を採決をします。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第69号足寄都市計画土地区画整備事業施行規程に関する条例を廃止する条例の件は原案のとおり可決されました。

### ◎ 請願第2号

○議長（吉田敏男君） 日程第24 請願第2号食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る請願書の件を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第2号食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る請願書の件は、総務産業常任委員会に付託をし、会期中の審査にすることとしたいと思いません。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る請願書の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査とすることと決定をいたしました。

なお、本件は会期中の休会中に審査のうえ、報告をお願いします。

### ◎ 意見書案第3号

○議長（吉田敏男君） 日程第25 意見書案第3号地方財政の充実強化に関する意見書の件を議題といたします。

本件につきましては、条例第65条第3項の規定により、提案理由の説明を省略をいたします。

ただいま議題となっております、意見書案第3号地方財政の充実強化に関する意見書の件は、総務産業常任委員会に付託をし、会期中の審査にすることとしたいと思いません。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号地方財政の充実強化に関する意見書の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定をいたしました。

なお、本件は会期中の休会中に審査のうえ、報告をお願いします。

### ◎ 意見書案第3号

○議長（吉田敏男君） 日程第26 意見書案第4号義務教育費国庫負担制度堅持負担率2分の1への復元30人以下学級など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の件を議題といたします。

本件につきましては、条例第65条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたします。

ただいま議題になっております、意見書案第4号義務教育費国庫負担制度堅持負担率2分の1への復元30人以下学級など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の件は、文教厚生常任委員会に付託をし、会期中の審査にすることにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書第4号義務教育費国庫負担制度堅持負担率2分の1への復元30人以下学級など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の件は、文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、本件は会期中の休会中に審査のうえ、報告をお願いします。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中に、議会運営委員会の開催をお願いいたします。

午後1時15分 休憩

午後1時31分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

### ◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君）

ただいま開催されました、第2回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告します。

これより本日の日程に追加し、議案第73号から議案第75号までについて、提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて委員長の報告を終わります。

お諮りをいたします。

足寄町議会総合条例第45条の規定により、追加議案を別紙追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することに決定をいたしました。

### 議案第73号

○議長（吉田敏男君） 追加日程第1 議案第73号足寄町営温泉浴場施設新築（建築主体）工事請負契約についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） 追加提出議案書の1ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました議案第73号足寄町営温泉浴場施設新築（建築主体）工

事請負契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和4年6月3日、足寄町財務規則に基づき指名競争入札に付した足寄町営温泉浴場施設新築（建築主体）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いをするものでございます。

契約の目的は、足寄町営温泉浴場施設新築（建築主体）工事。

契約の方法は指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は1億6225万円。

契約の相手方は、足寄町西町8丁目1番地の12、株式会社外田組、代表取締役菅原智美氏でございます。

工期につきましては、令和5年2月28日でございます。

工事概要につきましては、2ページの配置図をご覧ください。左側に記載しておりますとおり、工事場所につきましては足寄町西町2丁目3番49、2番52、2番64、2番65。

構造は木造、RC鉄筋コンクリート造でございます。

階数は地下1階、地上1階建て。延べ床面積につきましては、424.09平方メートルでございます。3ページに平面図、4ページに立面図を添付しておりますので御参照ください。

以上で提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第73号足寄町営温泉浴場施設新築（建設主体）工事請負契約についての件を採決をします。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第73号足寄町営温泉浴場施設新築（建設主体）工事請負契約についての件は原案のとおり可決されました。

#### 議案第74号

○議長（吉田敏男君） 追加日程第2議案第74号足寄町営温泉浴場施設新築（機械設備）工事請負契約についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） 5ページをお願いいたします。

議案第74号足寄町営温泉浴場施設新築（機械設備）工事請負契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和4年6月3日、足寄町財務規則に基づき、指名競争入札に付した足寄町営温泉浴場施設新築（機械設備）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、足寄町営温泉浴場施設新

築（機械設備）工事。

契約の方法は指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、1億527万円。

契約の相手方は、奥原白沢経常建設共同企業体、代表者は帯広市西20条北1丁目3番30号、株式会社奥原商会、代表取締役奥原浩氏、構成員は、足寄町南5条1丁目18番地、有限会社白沢文栄堂、代表取締役白沢康氏でございます。

工期につきましては令和5年2月28日でございます。

工事の概要につきましては、給排水、給湯設備のほか、空調の暖房設備等の整備を行うものでございます。

図面につきましては、議案第73号に添付をいたしました平面図等を御参照いただきたいと思います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第74号足寄町営温泉浴場施設新築（機械設備）工事請負契約についての件を採決をします。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第74号足寄町営温泉浴場施設新築（機械設備）工事請負契約についての件は原案のとおり可決されました。

#### 議案第75号

○議長（吉田敏男君） 追加日程第3 議案第75号螺湾小学校外部改修工事請負契約についての件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長、松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） 6ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました議案第75号螺湾小学校外部改修工事請負契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和4年6月3日、足寄町財務規則に基づき指名競争入札に付した螺湾小学校外部改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、螺湾小学校外部改修工事。

契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、6,526万3,000円。

契約の相手方は、足寄町南1条4丁目6番地2、株式会社森下組、代表取締役森下郁男氏でございます。

工期につきましては、令和4年11月18日でございます。

工事概要につきましては7ページの平面図をご覧ください。下段に記載しておりますとおり、校舎、体育館の屋根及び外壁の改修等を行うものでございます。

7ページに1階の平面図、8ページに2階平面図、屋根付設図、を添付しております

すので御参照をください。

以上で提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

11番

○11番（木村明雄君） これは螺湾小学校ということで、私の本当に近くにあるところですね、ずっと見てきたわけなのだけでも、何年くらい今経過しているのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） 詳しい資料を本日持ってきてないのですがけれども、足寄町内のへき地の小学校につきましては、大体昭和45年ぐらいに建設したものが中心となっております、螺湾小学校の校舎屋体についてもそのような年代に建設したということでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番

○11番（木村明雄君） これモルタル、コンクリートでも使わないのであればいいのだけでも、私もちょっと心配だなと思うのは、ここで工期これが4年11月18日となっていますよね。これがそれから始まるということは、それから冬に向かってどんどんとね、

（「終わりが」と呼ぶ者あり）

終わりがそうか、わかりました。

○議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第75号螺湾小学校外部改修工事請負契約についての件を採決をします。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第75号螺湾小学校外部改修工事請負契約についての件は原案のとおり可決されました。

## ◎ 散会宣告

○議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これで散会をいたします。

次回の会議は、6月16日、午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまでございました。

午後 1時49分 散会